

# 指導員公募に示された仕事内容が きちんとおこなえるような、 身分・待遇の保障を！

12月15日付け広報「ふなばし」に、「放課後ルーム」（公設公営学童保育の名称）の指導員募集が掲載されました。

## ◀専門的な力量が求められる指導員▶

放課後ルーム指導員は、児童と放課後の時間を過ごしながらか、児童の安全管理、生活指導、遊びの指導などを行います。また、これに伴う児童に関する記録の作成、遊びや活動の計画・準備、施設の管理、学校や家庭との連絡なども行います。

この内容は、各学童保育でおこなわれているものに含まれます。学童保育の役割を果たす上で、必要不可欠な内容と言えるでしょう。

一方、受験資格には、①幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教諭の資格を有する（見込みを含む。以下の項目も同様）、②保育士の資格を有する、③大学または短大で心理学、教育学、社会学、芸術学、体育学を専修する学科を卒業、④高等学校を卒業し、かつ2年以上児童福祉事業に従事、のいずれかという条件をつけています。

市が募集する指導員に対し、現在おこなわれている実態にもとづいて、かつ、専門的な力量を求めていることは明らかです。

## ◀現状より削られる勤務時間▶

指導員をこのように位置づける一方で、労働条件はどうなっているのでしょうか？

勤務形態 週5回、30時間以内（基本は午後0時30分～6時30分）



平日普通授業の場合、午後1時30分に子どもが学童保育に帰ってくる日があり、午後0時30分からの勤務では、広報「ふなばし」でいう諸任務を遂行することは困難なことです。

実際、午前中の研修、子どもの様子を伝えるための父母会、職員間の打ち合わせ（子どもの姿をふまえた生活づくりについて）等を含めると、週30時間ではとても収まりません。

勤務時間を「週30時間以内」とすることは、明らかに現行事業の後退につながります。

私たちは、当面の措置として週35時間を保障すること、また夏休みなどの学校休業日には、子どもたちの生活が中断し、不安を与えないような勤務体制にするよう要望します。

## ◀あくまで「競争試験」を実施▶

指導員募集では、試験の実施が明記されています。

これまで主張してきた「経験を考慮した『選考』」が認められないことに、私たちは深い憤りを感じます。全体として収入ダウンが余儀なくされる労働条件を示し、なおかつ「競争試験」で序列をつけふるい落とす。市の事業推進によって、失業者が生じることが許されるものでしょうか？

これまで学童保育事業を支えてきた実績が考慮されるよう、引き続き要望するものです。



## 船橋市学童保育指導員労働組合

1999年12月15日 NO.18